

別記2（第7条関係） 入札説明書

総合評価落札方式（特別簡易型）入札説明書

公表番号	21高契入第69号
工事名	道路改良工事
路線等の名称	市道吉浜高取線
工事場所	高浜市屋敷町・呉竹町地内
工期	平成21年10月6日から平成22年3月17日まで
工事概要	工事延長 L = 70 m ・排水構造物工 l = 133 m ・舗装工 A = 535 m <sup>2</sup> ・擁壁工 l = 158 m ・区画線工 1式

上記の一般競争入札対象工事については、入札公告、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札方法

本件の入札については紙入札で行うものとする。

2 落札者決定の方式について

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する。

3 提出を要する書類

本工事の入札に参加を希望する者は、以下の書類を受付期間に提出すること。

(1) 入札参加申請資料

ア 一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格申請書（様式第1）

イ 経営事項審査結果通知書（写し）

(2) 総合評価資料

ア 企業の施工実績（同種工事の施工実績を証明する契約書の写し又はコリンズの写し）（様式第2）

イ ISO9000 又は ISO14001 の認証の写し

ウ 配置予定技術者及び施工実績（様式第3）

エ 配置予定技術者の資格の写し

オ 災害協定等の写し

カ 障害者雇用状況報告書の写し

（届出義務のない事業所の障害者の雇用については、雇用関係の分かる書類の写しと障害者手帳の写し）

4 書類の受付

書類の提出は、次の受付期間内に受付場所に持参するものとし、郵送又はファックスによるものは受け付けない。

(1) 入札参加申請資料

入札参加申請資料として3（1）アを表紙とし、イを綴じ込んで（ホチキス等の綴じ具を使用することとし、クリップ・ファイル等は使用しない。）提出すること。また提出部数は1部とする。

受付期間 平成21年8月21日（金）から平成21年8月27日（木）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

受付場所 高浜市役所行政管理部契約検査グループ（市役所 3階）

TEL 0566-52-1111（内線317、339）

(2) 総合評価資料

総合評価資料として3(2)のア、イ、ウ、エ、オ、カに様式第1（コピー可）を表紙とし、一連の書類を綴じ込んで（ホチキス等の綴じ具を使用することとし、クリップ・ファイル等は使用しない。）提出すること。また提出部数は1部とする。

受付期間 平成21年9月2日（水）から平成21年9月11日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

受付場所 高浜市役所行政管理部契約検査グループ（市役所 3階）

TEL 0566-52-1111（内線317、339）

5 市道吉浜高取線道路改良工事に係る総合評価に関する事項

(1) 評価項目、評価基準及び得点配分

ア 企業の施工実績

評価項目	評価基準	配点	満点
企業の施工実績 同種工事の施工経験については、平成16年度から平成20年度までの過去5年間の道路工事の実績件数により評価する。	同種工事 3件以上	2.0	2.0
	同種工事 2～1件	1.0	
	同種工事 0件	0.0	

イ 工事成績評定

評価項目	評価基準	配点	満点
工事成績評定 高浜市発注工事における平成19年度、平成20年度の過去2年間の土木一式工事の成績評定点の平均点により評価する。	86点以上	3.0	3.0
	82点以上86点未満	2.0	
	78点以上82点未満	1.0	
	78点未満・実績なし	0.0	

ウ ISO取得の有無

評価項目	評価基準	配点	満点
ISO取得の有無 資料提出期限前日現在、ISO9001又はISO14001の認証取得の有無により評価する。	認証取得 有	1.0	1.0
	認証取得 無	0.0	

エ 配置予定技術者の施工経験

評価項目	評価基準	配点	満点
配置予定技術者の施工経験 同種工事の施工経験については、平成16年度から平成20	同種工事 3件以上	2.0	2.0
	同種工事 2～1件	1.0	

年度までの過去5年間の道路工事の実績件数により評価する。	同種工事 0件	0.0	
------------------------------	---------	-----	--

オ 配置予定技術者の資格の有無

評価項目	評価基準	配点	満点
配置予定技術者の資格の有無 配置予定技術者の保有する土木一式工事に関する資格について評価する。	1級土木施工管理技士 又は同等の資格	2.0	2.0
	2級土木施工管理技士	1.0	
	上記以外	0.0	

カ 地域内拠点の有無

評価項目	評価基準	配点	満点
地域内拠点の有無 参加企業の所在地により評価する	市内に本店を有する者	2.0	2.0
	市内に支店又は営業所を有する者	1.0	
	上記以外の者	0.0	

キ 災害協定等の締結の有無及び活動実績

評価項目	評価基準	配点	満点
災害協定等の締結の有無及び活動実績 平成18年度、平成19年度、平成20年度の過去3年間における高浜市又は知立建設事務所管内の市との間で、災害時における復旧工事に関する協定等の締結の有無及び活動実績により評価する。	高浜市と協定等の締結及び活動実績がある者	2.0	2.0
	知立建設事務所管内の市と協定がある者	1.0	
	上記以外	0.0	

ク 福祉及び就業支援

評価項目	評価基準	配点	満点
福祉及び就業支援 障害者の雇用について評価する。	法定雇用率が確認できる	1.0	1.0
	上記以外	0.0	

※注意事項

- 同種工事の施工実績とは、道路工事（下水道工事を含む）で延長400m以上の公共工事に限る（他の自治体も可）。
- 1級土木施工管理技士と同等の資格とは、土木一式工事において監理技術者となりうる国家資格です。また、上記以外とは、建設業法第7条第2号イ、又はロに該当する者です。
- 災害協定等とは、市との間で災害時における復旧工事に関する次に示す協定等をいう。
  - ・災害時における復旧工事に係る委託、協定等
  - ・治水対策に係る委託、協定等

・雪氷対策に係る委託、協定等

なお、協定等に基づく実績には水防訓練、総合防災訓練等の参加についても、活動実績として評価する。

4. 法定雇用率とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「雇用促進法」という。）第43条第2項に規定する「障害者雇用率」で、前年度6月1日現在のものをいう。

届出義務のない事業所の障害者の雇用についても評価する。

価格以外の評価点の合計	15点
-------------	-----

(2) 総合評価の方法

ア 総合評価は、加算方式を採用する。

イ 総合評価は、価格評価点と価格以外の評価点を合計した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

価格評価点 =  $100 \times \text{調査基準価格} / \text{入札価格}$

価格以外の評価点 = 評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計

総合評価点 = 価格評価点 + 価格以外の評価点

(3) 提出書類に関する留意事項

書類名称	留意事項
企業の施工実績 (様式第2)	① 同種工事の施工実績を証明する契約書の写し等で道路工事の内容が分かるもの又はコリンズの写しを実績案件ごとに提出する。同種工事については、公共工事に限る。(他の自治体も可。)
I S O 取得の有無 (写し等の提出)	① I S O 9000 又は I S O 14001 の認証の写しを提出する。
配置予定技術者及び 施工実績(様式第3)	① 「配置予定技術者」の記載は必須とする。 ② 配置予定技術者は、この工事を行うにあたり建設業法上必要な資格を有した者の氏名及び資格を記載し、資格証明書の写しを添付する。 ③ 配置予定技術者の工事経験は、実績件数分を記載する。 ④ 記載様式は様式第3とし、様式の欄外に示す証明書類を添付する。
災害協定等の締結及び 活動実績の有無 (写し等の提出)	① 「災害時における復旧工事等の協力に関する協定」、「治水対策業務委託契約」及び「雪氷対策業務委託契約」に該当するものを締結している証明書の写しを提出する。 ② 活動実績を証明するものを提出する。
福祉及び就業支援 (写し等の提出)	① 障害者雇用状況報告書の写しを提出する。 (届出義務のない事業所の障害者の雇用については、②雇用関係の分かる書類の写しと③障害者手帳の写しを提出する。)

6 その他

(1) 提出された書類の内容に関し、電話等で聴き取りをする場合がある。

(2) 価格評価点及び価格以外の評価点は、公開される。

(3) 提出した申請書等に虚偽記載があった場合等明らかに悪質な行為が入札参加資格申請以後に判明した場合は、契約を行わず、又は契約を解除する。

## 7 暴力団排除に関する事項

### (1) 入札

この指名通知の日から開札の日までの期間において、「高浜市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成20年3月25日付け高浜市長・碧南警察署長締結。(2)及び(3)において「合意書」という。)に基づく排除措置を受けていないこと。

### (2) 契約の締結

開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

### (3) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

### (4) 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

## 8 問い合わせ先

高浜市行政管理部契約検査グループ

TEL 0566-52-1111 (内線233、339)